

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（金融庁告示第十一号）

目次

- 第一章 定義（第一条）
- 第二章 連結レバレッジ比率（第二条—第四条）
- 第三章 単体レバレッジ比率（第五条）
- 第四章 エクスポート・エクスポートの額（第六条—第十条）

附則

第一章 定義

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 派生商品取引 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第七十九条第一項に規定する派生商品取引をいう。
- 二 長期決済期間取引 自己資本比率告示第七十九条第四項に規定する長期決済期間取引をいう。
- 三 子法人等 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。
- 四 デリバティブ取引等 派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。
- 五 クレジット・デリバティブ 自己資本比率告示第一条第十七号に規定するクレジット・デリバティブをいう。
- 六 信用事由 自己資本比率告示第七十九条の四第三項第一号ロの表（注1）に規定する信用事由をいう。
- 七 連結子法人等 銀行の子法人等であって、次条に規定する連結レバレッジ比率の算出に当たり、第三条に定めるところにより連結の範囲に含まれるものをいう。
- 八 子会社 銀行法（以下「法」という。）第二条第八項に規定する子会社をいう。
- 九 特別目的会社等 自己資本比率告示第六条第三項に規定する特別目的会社等をいう。
- 十 総株主等の議決権 自己資本比率告示第二条に規定する総株主等の議決権をいう。
- 十一 資産譲渡型証券化取引 自己資本比率告示第一条第六十七号に規定する資産譲渡型証券化取引をいう。
- 十二 オリジネーター 自己資本比率告示第一条第六十八号に規定するオリジネーターをいう。
- 十三 証券化エクスポート・エクスポートの額 自己資本比率告示第一条第十六号に規定する証券化エクスポート・エクスポートの額をいう。

- 十四 レポ形式の取引　自己資本比率告示第一条第十一号に規定するレポ形式の取引をいう。
- 十五 直接清算参加者　自己資本比率告示第一条第三十七号の四に規定する直接清算参加者をいう。
- 十六 間接清算参加者　自己資本比率告示第一条第三十七号の五に規定する間接清算参加者をいう。
- 十七 適格中央清算機関　自己資本比率告示第一条第七号の三に規定する適格中央清算機関をいう。
- 十八 標準的手法　自己資本比率告示第一条第八号に規定する標準的手法をいう。
- 十九 トレード・エクスポートジャー　自己資本比率告示第一条第三十七号の三に規定するトレード・エクスポートジャーをいう。
- 二十 清算取次ぎ等　自己資本比率告示第四十八条第二項に規定する清算取次ぎ等をいう。
- 二十一 適格格付機関　自己資本比率告示第一条第十四号に規定する適格格付機関をいう。
- 二十二 リスク・ウェイト　自己資本比率告示第六章第二節に規定する標準的手法におけるリスク・ウェイトをいう。
- 二十三 参照債務　クレジット・デリバティブにおける信用事由の対象となる債務をいう。
- 二十四 参照組織　クレジット・デリバティブにおける信用事由の対象となる組織をいう。
- 二十五 包括的手法　自己資本比率告示第六章第五節第三款に規定する計算手法をいう。
- 二十六 適格金融資産担保　自己資本比率告示第一条第二十一号に規定する適格金融資産担保をいう。
- 二十七 コミットメント　スタンダバイ契約、クレジットライン等をいう。
- 二十八 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務　自己資本比率告示第七十八条第一項の表二十の項に規定する短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務をいう。
- 二十九 特定の取引に係る偶発債務　自己資本比率告示第七十八条第一項の表五十の項に規定する特定の取引に係る偶発債務をいう。
- 三十 短期証券引受契約　一定期間、一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組みにおいて、発行された証券が予定された条件の範囲内で売付けできない場合には銀行又は連結子法人等が一定の条件の範囲内で当該証券の買取り、金銭の貸付け等を行うことを約する取引に係る契約をいう。
- 三十一 信用供与に直接的に代替する偶発債務　自己資本比率告示第七十八条第一項の表百の項に規定する信用供与に直接的に代替する偶発債務をいう。
- 三十二 買戻条件付の資産売却　自己資本比率告示第七十八条第二項の表に規定する買

戻条件付の資産売却をいう。

三十三 求償権付の資産売却 自己資本比率告示第七十八条第二項の表に規定する求償権付の資産売却をいう。

三十四 先物資産購入 自己資本比率告示第七十八条第二項の表に規定する先物資産購入をいう。

三十五 先渡預金 自己資本比率告示第七十八条第二項の表に規定する先渡預金をいう。

三十六 部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入 自己資本比率告示第七十八条第二項の表に規定する部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入をいう。

三十七 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 自己資本比率告示第一条第七十七条に規定する適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスをいう。

第二章 連結レバレッジ比率

(連結レバレッジ比率の計算方法)

第二条 国際統一基準（自己資本比率告示第二条に規定する国際統一基準をいう。第五条第一項において同じ。）のうち連結自己資本比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）の補完的指標として定める基準（以下「連結レバレッジ比率」という。）であって、銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の算式により得られる比率について、三パーセント以上とする。

$$\text{連結レバレッジ比率} = \frac{\text{資本の額}}{\text{総エクスポージャーの額}}$$

(連結の範囲)

第三条 連結レバレッジ比率は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び第五条第二項において「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成した連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで、第十三号又は第十四号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（次項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定は、適用しないものとする。

2 特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結レバレッジ比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社及びこれらの子法人等を子法人等としている場合における当該子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。

4 自己資本比率告示第九条の規定は、連結レバレッジ比率の算出について準用する。この

場合において、同条第一項中「第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号及び第二条の二第一項」とあるのは「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準(平成三十一年金融庁告示第十一号)第二条」と、「次項及び第三十二条」とあるのは「次項」と、「連結自己資本比率」とあるのは「連結レバレッジ比率(同条に規定する連結レバレッジ比率をいう。次項において同じ。)」と、同条第二項中「連結自己資本比率」とあるのは「連結レバレッジ比率」と読み替えるものとする。

(資本の額)

第四条 第二条の算式において、資本の額は、自己資本比率告示第二条第二号の算式に規定するTie r 1資本の額とする。

第三章 単体レバレッジ比率

第五条 前章(第三条を除く。)及び次章の規定は、国際統一基準のうち単体自己資本比率(自己資本比率告示第十四条に規定する単体自己資本比率をいう。)の補完的指標として定める基準(次項において「単体レバレッジ比率」という。)について準用する。この場合において、これらの規定(次条第二項を除く。)中「連結レバレッジ比率」とあるのは「単体レバレッジ比率」と、「銀行又は連結子法人等」とあるのは「銀行」と、「連結貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、第二条中「連結自己資本比率(自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率)とあるのは「単体自己資本比率(自己資本比率告示第十四条に規定する単体自己資本比率)と、「銀行及びその子会社等(法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。)」とあるのは「銀行」と、前条中「第二条第二号」とあるのは「第十四条第二号」と、次条第二項中「連結貸借対照表(第三条の規定による連結の範囲において作成した連結貸借対照表をいう。次条、第九条第一項第一号及び第十条第三項第二号において同じ。)」とあるのは「貸借対照表」と、第七条第四号中「第八条第四項第一号」とあるのは「第二十条第一項第一号」と、「同条第六項第一号」とあるのは「同条第三項第一号」と、「退職給付に係る資産」とあるのは「前払年金費用」と、「第五条第二項」とあるのは「第十七条第二項」と、「第六条第二項」とあるのは「第十八条第二項」と、同条第五号中「第五条第二項第一号ニ」とあるのは「第十七条第二項第一号ニ」と、第九条第四項中「第十一号」とあるのは「第二十二条」と読み替えるものとする。

2 単体レバレッジ比率は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)の規定により作成した財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、銀行が特別目的会社等(銀行がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。)を有する場合には、当該特別目的会社等のみを連結の範囲に含めたと仮定した場合の連結財務諸表規則の規定による当該銀行の連結財務諸表に基づき算出するものとする。

第四章 エクスポートジャーナルの額

(総エクスポートジャーナルの額)

第六条 第二条の算式において、総エクスポージャーの額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 オン・バランス資産の額
 - 二 デリバティブ取引等に関する額
 - 三 レポ取引等に関する額
 - 四 オフ・バランス取引に関する額
- 2 デリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額と当該デリバティブ取引等により生ずる債務の額とを相殺した後の額の合計額が連結貸借対照表（第三条の規定による連結の範囲において作成した連結貸借対照表をいう。次条、第九条第一項第一号及び第十条第三項第二号において同じ。）上に計上されているかどうかにかかわらず、当該対価の額は、前項に規定する総エクスポージャーの額に算入する。
 - 3 銀行又は連結子法人等が資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であって、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号に掲げる条件の全てを満たすときに限り、当該資産譲渡型証券化取引を構成する証券化エクスポージャーは、第一項に規定する総エクスポージャーの額に算入することを要しない。

（オン・バランス資産の額）

第七条 前条第一項第一号に掲げる額は、連結貸借対照表の総資産の額から次に掲げる額を控除した額とする。

- 一 支払承諾見返勘定の額
- 二 デリバティブ取引等に関する資産の額（デリバティブ取引等により生ずる債権額及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額（次条第三項に規定する CVM_p をいい。）をいい、デリバティブ取引等により生じた未収利息の額を除く。）
- 三 レポ形式の取引に関する資産の額（レポ形式の取引により生ずる資産のうち、現金の受取債権の額又は受領した証券の額をいい、レポ形式の取引により生じた未収利息の額を除く。）
- 四 自己保有資本調達手段（自己資本比率告示第八条第四項第一号に規定する自己保有資本調達手段をいい。）、対象資本等調達手段（同条第六項第一号に規定する対象資本等調達手段をいい。）、無形固定資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額（自己資本比率告示第五条第二項に規定する普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額をいい。）から同項第七号に掲げる額を控除した額及びその他 Tier 1 資本に係る調整項目の額（自己資本比率告示第六条第二項に規定するその他 Tier 1 資本に係る調整項目の額をいい。）から同項第五号に掲げる額を控除した額の合計額
- 五 自己資本比率告示第五条第二項第一号ニに掲げる額
(デリバティブ取引等に関する額)

第八条 第六条第一項第二号に掲げる額は、次に掲げる合計額（自己の名をもって他人の計

算において行うデリバティブ取引等に関連する額を除く。) の合計額とする。ただし、第三号に規定する想定元本の額にあっては、銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係るものに限る。

- 一 RC (再構築コストをいう。) の額にそれぞれ一・四を乗じて得た額の合計額
 - 二 PFE (将来の潜在的なエクスポージャー額をいう。) の額にそれぞれ一・四を乗じて得た額の合計額
 - 三 想定元本の額 (デリバティブ取引等の経済効果を反映した額をいう。以下同じ。) の合計額
- 2 前項第一号の RC の額及び同項第二号の PFE の額は、ネットティング・セット (法的に有効な相対ネットティング契約 (当事者の一方に当該相対ネットティング契約の対象となる一以上のデリバティブ取引等を終了させることができる事由が発生した場合において、他方の当事者が当該相対ネットティング契約の対象となる全てのデリバティブ取引等を適時に終了させた上で一の債券又は債務とができる契約 (ウォーク・アウェイ条項 (デリバティブ取引等が一の債権となった後の額が正となった場合であっても、当事者の一方が支払額の全部又は一部を支払わないことを許容する条項をいう。) を含むものを除く。) であって、当該相対ネットティング契約の対象となる全てのデリバティブ取引等が行われる国及び地域で法的に有効なもの) をいう。第四項第四号において同じ。) に基づく取引にあっては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあっては個別取引をいう。次項及び第七項において同じ。) ごとに算出する。

- 3 第一項第一号の RC の額は、次の算式を用いて算出する。

$$RC = \max\{V - CVM_r + CVM_p, 0\}$$

V は、ネットティング・セットに含まれる取引の時価の合計額

CVM_r は、デリバティブ取引等に関連して現金で受領した変動証拠金の額

CVM_p は、デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額

- 4 前項の CVM_r 及び CVM_p は、次に掲げる要件の全てを満たすデリバティブ取引等に関連するものに限る。

- 一 銀行又は連結子法人等が現金で受領し、又は差し入れた変動証拠金が分別管理されていないこと。
- 二 デリバティブ取引等について銀行又は連結子法人等が営業日ごとに時価評価を行っており、受領し、又は差し入れた変動証拠金の額が当該時価評価により得られた額以上であること。
- 三 銀行又は連結子法人等が変動証拠金として受領し、又は差し入れた現金がデリバティブ取引等の決済通貨と同一であること。
- 四 デリバティブ取引等と変動証拠金が同一である法的に有効な相対ネットティング契約の対象となるものであること。

5 第一項第二号のPFEの額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。ただし、第二号に掲げる場合において、第一号に定める算式を用いることを妨げない。

一 次号に掲げる場合以外の場合

$$PFE = \text{multiplier} \times AddOn^{aggregate}$$

$$\text{multiplier} = 1$$

$AddOn^{aggregate}$ は、自己資本比率告示第七十九条の二第六項の算式により算出した $AddOn^{aggregate}$ の額（次号において同じ。）

二 銀行又は連結子法人等が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行う取引（以下この項において「顧客清算取引」という。）において、当該銀行又は連結子法人等が間接清算参加者から当初証拠金を受領している場合

$$PFE = \text{multiplier} \times AddOn^{aggregate}$$

$$\text{multiplier} = \min \left\{ 1, 0.05 + (1 - 0.05) \times \exp \left(\frac{V - IM}{2 \times (1 - 0.05) \times AddOn^{aggregate}} \right) \right\}$$

IM は、銀行又は連結子法人等が顧客清算取引において間接清算参加者から受領した当初証拠金の額

6 前項第二号のIMは、次の各号に掲げるものをもって充てることができる。

- 一 現金（デリバティブ取引等の決済通貨と同一であるものに限る。）
- 二 日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ若しくは自己資本比率告示第六章第二節の規定により標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行の発行する債券
- 三 適格格付機関が格付を付与しており、かつ、自己資本比率告示第六章第二節の規定により標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される中央政府、中央銀行又は我が国の地方公共団体の発行する債券（前号に該当するものを除く。）

7 次項の規定又は次項及び第九項の規定を適用して第一項第三号の想定元本の額を算出する場合以外の場合には、銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブを、第一項第二号のPFEの額を算出するためのネットティング・セットから除外することができる。

8 第一項第三号の想定元本の額を算出するに当たっては、銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの想定元本の額から当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブ（次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに限る。次項において同じ。）の想定元本の額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を同号の想定元本の額とすることができる。

- 一 参照債務が単一の債務である場合 次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - イ 当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブと参照組織が同一であり、かつ、参照債務の優先順位が同一又はそれよりも劣後する債務であること。
 - ロ 当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブと残存期間が同一又はそれよりも長期であること。
 - 二 参照債務が二以上の債務である場合 次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - イ 当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの参照債務が、購入したクレジット・デリバティブの参照債務により完全に保全されていること。
 - ロ 当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブと残存期間が同一又はそれよりも長期であること。
- 9 前項の規定により想定元本の額を算出する場合に、当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブを時価評価することによって資本の額（自己資本比率告示第二条第二号の算式に規定するTier 1 資本の額をいう。以下この項において同じ。）が減少しているときには、その減少した額を当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除することができる。この場合において、当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブを時価評価することによって資本の額が増加しているときは、その増加した額を当該銀行又は連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除するものとする。

（レポ取引等に関する額）

第九条 第六条第一項第三号に掲げる額は、次に掲げる合計額（自己の名をもって他人の計算において行うレポ形式の取引に関する資産の額を除く。）の合計額とする。

- 一 レポ形式の取引における現金の受取債権の額（当該額と現金の支払債務の額とを相殺した後の合計額が連結貸借対照表上に計上されているかどうかにかかわらず、レポ形式の取引における現金の受取債権の額とする。次項において同じ。）の合計額
 - 二 レポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額の合計額
- 2 前項第一号のレポ形式の取引における現金の受取債権の額を算出するに当たっては、当該受取債権が生じたレポ形式の取引及び現金の支払債務が生じたレポ形式の取引（以下この項において「両取引」という。）が同一の取引相手と行われたものであって、当該受取債権及び当該支払債務が次に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該受取債権の額から当該支払債務の額を控除することにより得られた額を当該レポ形式の取引における現金の受取債権の額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とすることができる。
- 一 両取引の最終清算日が同一であること。

二 当該受取債権と当該支払債務との相殺が、両取引が行われる国及び地域で法的に有効であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

イ 銀行又は連結子法人等による事前の通知があった場合に行われることが可能であること。

ロ 取引の相手方の信用が毀損された場合に銀行又は連結子法人等による事前の通知なくして行われることが可能であること。

三 銀行又は連結子法人等及び取引の相手方に両取引を同時に決済する意図があること又は両取引が同一の決済の仕組みを通じて行われること。

3 第一項第二号のレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポートージャーの額は、次の算式により得られた額とする。

$$E^* = \max(0, E - C)$$

E*は、個別のレポ形式の取引の相手方に対するエクスポートージャーの額

Eは、個別のレポ形式の取引において相手方に提供している資産の時価の額

Cは、個別のレポ形式の取引において相手方から受領している資産の時価の額

4 前項の規定にかかわらず、法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるレポ形式の取引について、その全てがマーケット・リスク相当額（自己資本比率告示第十一条及び第九章に定めるところにより算出されるマーケット・リスク相当額をいう。次項において同じ。）の算出の対象に含まれない場合には、これらのレポ形式の取引について、次の算式により得られた額をもって第一項第二号のレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポートージャーの額とすることができる。

$$E^* = \max\left(0, \sum_i E_i - \sum_i C_i\right)$$

E*は、法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案した後のレポ形式の取引の相手方に対するエクスポートージャーの額

E_iは、法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるレポ形式の取引において相手方に提供している資産の時価の額

C_iは、法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるレポ形式の取引において相手方から受領している資産の時価の額

5 前二項の規定にかかわらず、法的に有効な相対ネッティング契約の対象となるレポ形式の取引のうち、一以上の取引がマーケット・リスク相当額の算出の対象に含まれる場合には、これらのレポ形式の取引が次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、これらのレポ形式の取引について、前項の算式により得られた額をもって第一項第二号のレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポートージャーの額とすることができる。

一 当該レポ形式の取引の全てについて、銀行又は連結子法人等が営業日ごとに時価評

価を行っていること。

二 当該一以上の取引において用いられている担保が、包括的手法における適格金融資産担保であること。

6 前二項の法的に有効な相対ネットティング契約とは、次に掲げる要件の全てを満たす契約をいう。

一 当事者の一方に当該相対ネットティング契約の対象となる一以上のレポ形式の取引を終了させることができる事由が発生した場合において、他方の当事者が当該相対ネットティング契約の対象となる全てのレポ形式の取引を適時に終了させた上で一の債権又は債務とし、かつ、担保を速やかに処分することができる旨の定めがあること。

二 当該相対ネットティング契約の対象となるレポ形式の取引が行われる国及び地域で法的に有効な契約であること。

(オフ・バランス取引に関する額)

第十条 第六条第一項第四号に掲げる額は、銀行又は連結子法人等が行うオフ・バランス取引に係る次に掲げる合計額の合計額とする。

一 相手方に対する信用リスクに係るエクスポートの額の合計額

二 対象資産に係るエクスポートの額の合計額

三 証券化エクスポートの額の合計額

2 前項第一号に掲げる合計額は、銀行又は連結子法人等が行うオフ・バランス取引を次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引の区分によって区分し、当該オフ・バランス取引の区分ごとの想定元本の額に当該

区分に応ずる同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額の合計額とする。

項	オフ・バランス取引の区分（注）	掛目 (パーセント)
一	次に掲げるコミットメント（三の項の口に該当するものを除く。） イ 任意の時期に無条件で取消しが可能なもの ロ 取引の相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なもの	十
二	次に掲げる取引 イ 原契約期間が一年以下のコミットメント（一の項及び三の項の口に該当するものを除く。） ロ 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務（銀行又は連結子法人等が発行又は確認したものに限る。）	二十
三	次に掲げる取引 イ 特定の取引に係る偶発債務（二の項の口に該当するものを除く。）	五十

	ロ 短期証券引受契約 ハ 原契約期間が一年超であるコミットメント（一の項及びロに該当するものを除く。）	
四	信用供与に直接的に代替する偶発債務（銀行又は連結子法人等がプロテクションを提供するクレジット・デリバティブ並びに二の項のロ及び三の項のイに該当するものを除く。）	百

(注) 銀行又は連結子法人等が将来においてオフ・バランス取引の実行を約している場合であって、適用可能な複数の掛目があるときは、当該複数の掛目のうち最も低いものを適用するものとする。

3 第一項第二号に掲げる合計額は、銀行又は連結子法人等が行う次に掲げるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額に百パーセントの掛け率を乗じて得た額の合計額とする。

一 買戻条件付の資産売却又は求償権付の資産売却（これらの資産売却がレポ形式の取引又は証券化エクスボージャーに該当する取引である場合を除く。）

二 先物資産購入、先渡預金、部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入（これらの取引に係る資産が銀行又は連結子法人等の連結貸借対照表に計上される場合を除く。）

4 第一項第三号に掲げる合計額は、銀行又は連結子法人等が行う次の各号に掲げるオフ・バランス取引に係る証券化エクスボージャーの区分に応じ、当該証券化エクスボージャーの区分ごとの名目額に当該各号に定める掛け率を乗じて得た額の合計額とする。

一 適格なサービス・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 百パーセント

二 前号に掲げる以外の証券化エクスボージャー 百パーセント

附 則（平成三十一年金融庁告示第十一号）（抄）

（適用時期）

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

（資本の額に関する経過措置）

第二条 この告示の適用の日から起算して三年を経過するまでの間は、次に掲げる額について、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）附則第三条第一項（同項の表の適用日から起算して一年を経過するまでの期間の項から平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過するまでの期間の項までを除く。）及び第三項に定めるところによる。

一 第四条の規定によるTier 1資本の額の算定に係る自己資本比率告示第六条第一項に規定するその他Tier 1資本に係る基礎項目の額

二 第五条第一項において読み替えて準用する第四条の規定によるTier 1資本の額の算定に係る自己資本比率告示第十八条第一項に規定するその他Tier 1資本に係

る基礎項目の額

(銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号及び第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率及び単体レバレッジ比率の廃止)

第三条 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号及び第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率及び単体レバレッジ比率(平成二十七年金融庁告示第十二号)は、廃止する。

(銀行又は連結子法人等におけるオン・バランス資産の額及びデリバティブ取引等に関する額の算出に関する経過措置)

第四条 当分の間、銀行又は連結子法人等におけるオン・バランス資産の額及び派生商品取引に関する額の算出については、前条の規定による廃止前の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号及び第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率及び単体レバレッジ比率(以下「旧計算告示」という。)第六条及び第七条の規定はなお効力を有するものとし、銀行又は連結子法人等は、第七条及び第八条の規定にかかわらず、旧計算告示第六条及び第七条の規定により、これらの額を算出することができるものとする。この場合において、旧計算告示第六条第四号中「対象資本調達手段」とあるのは「対象資本等調達手段」と読み替えるものとし、銀行又は連結子法人等は、全ての派生商品取引について、第八条の規定により派生商品取引に関する額を算出することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、銀行又は連結子法人等が、直近の算出基準日において第七条及び第八条の規定によりオン・バランス資産の額及び派生商品取引に関する額を算出している場合には、あらかじめ、やむを得ない理由によりこれを継続することができない旨を金融庁長官に届け出たときを除き、これを継続するものとする。
- 3 前二項の規定は、長期決済期間取引に関する額の算出について準用する。この場合において、銀行又は連結子法人等は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方法を用いることができる。
- 4 銀行又は連結子法人等が銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件(平成三十年金融庁告示第十三号。次条第四項において「自己資本比率改正告示」という。)附則第二条第一項の規定によりカレント・エクスポートージャー方式(自己資本比率告示第七十九条の四に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。次条第四項において同じ。)を用いてデリバティブ取引等の与信相当額を算出している場合については、旧計算告示第六条及び第七条の規定はなお効力を有するものとし、銀行又は連結子法人等は、第七条及び第八条の規定にかかわらず、旧計算告示第六条及び第七条

の規定により、オン・バランス資産の額及びデリバティブ取引等に関する額を算出するものとする。この場合において、旧計算告示第六条第四号中「対象資本調達手段」とあるのは「対象資本等調達手段」と読み替えるものとする。

(銀行におけるオン・バランス資産の額及びデリバティブ取引等に関する額の算出に関する経過措置)

第五条 当分の間、銀行におけるオン・バランス資産の額及び派生商品取引に関する額の算出については、旧計算告示第十四条及び第十五条の規定はなお効力を有するものとし、銀行は、第五条第一項において読み替えて準用する第七条及び第八条の規定にかかわらず、旧計算告示第十四条及び第十五条の規定により、これらの額を算出することができるものとする。この場合において、旧計算告示第十四条第四号中「対象資本調達手段」とあるのは「対象資本等調達手段」と読み替えるものとし、銀行は、全ての派生商品取引について、第五条第一項において読み替えて準用する第八条の規定により派生商品取引に関する額を算出することができない。

- 2 前条第二項の規定は、銀行が直近の算出基準日において第五条第一項において読み替えて準用する第七条及び第八条の規定によりオン・バランス資産の額及び派生商品取引に関する額を算出している場合について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。
- 3 前条第三項の規定は、銀行が長期決済期間取引に関する額を算出する場合について準用する。この場合において、同項中「前二項」とあるのは、「次条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。
- 4 銀行が自己資本比率改正告示附則第二条第一項の規定によりカレント・エクスボージャー方式を用いてデリバティブ取引等の与信相当額を算出している場合については、旧計算告示第十四条及び第十五条の規定はなお効力を有するものとし、銀行は、第五条第一項において読み替えて準用する第七条及び第八条の規定にかかわらず、旧計算告示第十四条及び第十五条の規定により、オン・バランス資産の額及びデリバティブ取引等に関する額を算出するものとする。この場合において、旧計算告示第十四条第四号中「対象資本調達手段」とあるのは「対象資本等調達手段」と読み替えるものとする。